

令和5年第5回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和5年5月29日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 尾 上 慶 昌 |
| 教育長職務代理者 | 大 河 龍 生 |
| 委 員      | 池 坂 めぐみ |
| 委 員      | 志 水 矛   |
| 委 員      | 井 本 学 明 |
- 4 委員以外の出席者
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 教 育 次 長         | 高 見 博 之 |
| 教 育 次 長         | 入 潮 賢 和 |
| 学校給食センター担当参事兼所長 | 正 木 洋 志 |
| 総 務 課 長         | 近 藤 雅 之 |
| こども育成課長         | 山 内 陽 子 |
| 幼児教育指導担当課長      | 中 塚 真由美 |
| 学校教育課長          | 田 中 豊 史 |
| 生涯学習課長          | 松 本 久 典 |
| 文化財課長兼市史編さん担当課長 | 中 田 宗 伯 |
| スポーツ推進係長        | 児 島 毅   |
| 中央公民館長兼市民会館長    | 本 家 信 治 |
| 図書館長            | 狩 川 真 人 |
| 書 記             | 澁 谷 文 江 |
- 5 付議事項
- 報告5 専決処分の報告について  
専第2号 令和5年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について
- 第17号議案 令和4年度赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
- 第18号議案 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について
- 報告6 赤穂市新学校給食センター整備事業にかかる選定事業者の決定について
- 報告7 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- その他 問題行動、いじめ・不登校の状況について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 志 水 矛

署 名 人 井 本 学 明

## 令和5年第5回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第5回定例教育委員会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日、笠原スポーツ推進課長が所用のため欠席しており、児島スポーツ推進係長が代理で出席しておりますことをご報告いたします。

はじめに、令和5年第4回教育委員会議事録の署名を池坂委員と志水委員にお願いします。

( 教育長署名後、池坂委員、志水委員の署名 )

次に、教育長の報告を行います。

( 別紙「教育長活動報告」のとおり報告 )

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。志水委員と井本委員にお願いいたします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

報告5及び第17号議案については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に、その他については同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

異議なし。

以上のと通りの賛成をもちまして、報告5、第17号議案及びその他については、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。

報告5「専決処分の報告について」専第2号「令和5年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について」事務局の説明をお願いいたします。

[ 非公開案件として、「専決処分の報告について」専第2号「令和5年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について」説明を行い、その後審議を行った。 ]

教育長

次に、第17号議案「令和5年度赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」事務局の説明をお願いします。

[ 非公開案件として、「令和5年度赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」説明を行い、その後審議を行った。]  
原案承認

教育長 次に、第18号議案「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 ( 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について議案7ページ及び議案参考資料2ページに基づき説明を行った。 )

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
ご発言がないようですので、第18号議案「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員 異議なし。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第18号議案は、原案のとおり議決されました。次に、報告6「赤穂市新学校給食センター整備事業にかかる選定事業者の決定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 ( 赤穂市新学校給食センター整備事業にかかる選定事業者の決定について議案8ページ及び議案参考資料3～4ページに基づき説明を行った。 )

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。  
委員 2点質問させていただきます。まだ計画段階の中で、ということなので、わかれば教えていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、駐車場の件ですが、止められる台数が55台ということなんですが、これは一般車両のみの台数なのか、それとも職員や配送車を置くスペースも含んでいるのか、ということが1点です。もう1点は、議案参考資料4ページのウの黒い点の下から3つ目、「学習効果の高い食育を行える見学ゾーンのプロデュース」ですが、今もPTAの方とか、あるいは子ども達が見学していると思うんですが、今と違って、これがおそらく目玉になると違うのかな、というふうな「ゾーン」みたいなものを今お考えがあるようでしたら、お答えできる範囲で教えていただけたらと思います。以上です。

事務局 まず、1点目の駐車場の台数でございますが、台数55台につき

ましては、来客用、職員用の駐車台数をなっています。配送車6台につきましては、別途駐車スペースを設ける予定としております。2点目の「食育を行える見学ゾーンのプロデュース」ということでございますが、現在は「見学通路のみ」の導線となっておりますが、新センターでは「体験ができるゾーン」というもの、それから「学習が行える展示物の展示」といったようなことを考えておりました。提案事業者からは、甲賀市の西部学校給食センターでサインプロデュースを手掛けた企業に参画してもらおうといったような予定を立てているということで、「食から赤穂の魅力を再発見する学習の場」であったり、手洗いや攪拌作業の体験コーナーの設置とかの提案がなされておりますので、見学スペースについては、充実したものになるものと考えております。以上です。

委員  
教育長

ありがとうございます。楽しみです。

他にご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、報告6「赤穂市新学校給食センター 整備事業にかかる選定事業者の決定について」報告を終わります。次に、報告7「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

( 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について議案9ページに基づき説明を行った。 )

教育長  
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

この法律、規則に関してはないんですが、2022年6月に子ども基本法が成立して、そのあと9月に、子ども家庭庁設立準備室が、他省庁に、『子どもの「子」っていう字を、漢字ではなくひらがなで表記してください』という、年齢で区切らずに、心身の発達の過程にある人をひらがなの「こども」と定義しているという理念を浸透させることを目指して、法令とか法規に関しては子どもの「子」は漢字でいいけれども、それ以外のものに関しては、ひらがなで表記してほしい、という依頼文を出したということで、色々いろんなものを漢字ではなくひらがなに表しています、というのを、他でもポスターとか学校に置くサインカードとかもひらがなになっているというのを知ったので、赤穂市ではその辺の取扱いをどのようにしてらっしゃるのか、と思いました。

事務局

すいません、詳細は私もはっきりここではお答えできないんですけれども、少なくとも「こども育成課」が平成24年にできた時から、「こども」の「こ」はひらがなにしておりました、そういう意

味では何か先取りをしていたのかな、という気はします。ただし、健康福祉部の中の「子育て支援課」のほうは、「子育て」の「子」は漢字となっておりますので、今委員からそのようなご指摘をいただいたことは心に留めておいて、そのあたり、赤穂市としての統一の見解、というものができるのかどうか、検討が必要なことかな、というふうに思いました。

委員 学校教育課の方はどんなですかね。

事務局 「子ども」の「子」についても、私も勉強不足でしたので、これからどうしていくべきかを検討していきたいと思います。

教育長 暫時休憩します。

教育長 教育委員会を再開します。

委員 私もちよっと気になったので調べたら、こども家庭庁設立準備室が他省庁に依頼文を出したのは、9月中旬で、それは6月に成立した「こども基本法」、それはひらがなの方ですけれども、理念を浸透させるため、「子ども」の「子」を漢字で書くのは、18歳までとか年齢制限があるけれども、ひらがなの「こども」っていうのは、年齢で区切らずに、心身の発達の過程にある人を「こども」っていうふうに定義して進めていく、みたいなことが書かれてあって、なので、それこそいろんなところが「こども」がひらがなののか、「子ども」の「子」が漢字なのかっていうので揺れ動いていて、大変や、というようなことを言わせていただいたので、お聞きしました。

事務局 すいません、明確なお答えはできないんですけど、今おっしゃっていただいたことは、大切なことかなと思いますので、また考えていきたいと思います。

教育長 では、他にご発言がないようですので、報告7「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」の報告を終わります。次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[ 非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。 ]

教育長 その他事務局から報告事項等ございますか。

事務局 ( 令和5年第6回定例教育委員会を6月22日(木)午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。 )

委員                   この間、川西の方で兵庫県の図書館巡りをしている方が、新聞に播磨の図書館を回りましたが、赤穂の図書館は立派でしたよ、という記事を書いてらっしゃって、赤穂市民として嬉しく感じたのでご報告をさせていただきます。

事務局               私もその記事を切り抜いておりますので、また図書館内で共有したいと思います。ありがとうございます。

委員                   すいません、その他になるんですが、実は4月に「夢と志を育む赤穂の教育」という冊子を頂きました。事務局の方から5年ぶりの改訂だということでお話があったと思うんですけども、これだけのものを作るのに相当ご苦勞があったと思います。ひとつひとつ読ませていただいたんですが、主に小学校中学校の内容が書かれていたんですけども、感想を2点ほど述べさせていただいてもいいですか。まず1点目は、「学校教育目標の具現化のための方策」という中で、どの小中学校も言葉に多少の違いがあれ、「基礎学力の向上」とか「基礎学力の定着」とか、あるいは「わかる授業の構築」こういった内容が、すべての小中学校に書かれていました。先生方が毎日、1年間を通して、毎時間、教材研究を重ねて非常に力を入れておられるというのが大変よくわかります。学校教育の根底だというふうに私も思っていますので、ぜひ研修を続けられて子どもたちのために「基礎学力の定着」、「わかる授業の構築」をよろしくお願いいたします。それから、もう1点は、「特色ある取組」の中で、各学校の取組を見ていますと、「自然の環境整備」とか「福祉教育」「米作り」「地域の大先輩に学ぶ」「学校間の連携」「面接、マナー教育」といったような学校と家庭、あるいは地域や関係機関などと深く連携して子どもたちの生き生きとした様子が非常によくわかりました。ちょうどいい機会ですので、こういった冊子を通して市内外に対して、赤穂の教育の良さをどんどん発信してもらえれば非常にありがたいなというふうに思いました。以上です。

事務局               ありがとうございます。冊子を作ることによって、赤穂の教育の良さであるとか、各学校の特色などを改めて見直すことができいております。引き続き、特色ある学校づくりも進めていきまして、学校の売り、というか、PRをすることを重点に置いてどんどん学校の良さを発信していきたいと思っております。ありがとうございます。

教育長               この際ですから、他にあれば。よろしいですか。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第5回教育委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

(午後2時45分閉会)